

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）……………1
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）……………4

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起させることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

一～三 （略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ 及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 繙続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 繙続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

3～10 （略）

（製造の許可）

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の所在地
 - 三 第一種特定化学物質の名称

四 製造設備の構造及び能力

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(輸入の許可)

第二十二条 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第一種特定化学物質の名称

三 輸入数量

3 第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。

2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用的制限)

第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

- 一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸

入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に対し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
- 二 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
- 三 第二十四条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
- 四 第二十五条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者
(他の法令との関係)

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容

器包装、同法第六十二条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤

二 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬

三 肥料取締法（昭和二十五年法律第一百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

五 薬事法（昭和二十五年法律第一百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者

四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）
(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 ポリ塩化ビフェニル

二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）

三 ヘキサクロロベンゼン

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一一・四エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一一・四エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名デイルドリン。第三条の表第四号において「デイルドリン」という。）

六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一一・四エンド一五・八ジメタノナフタレン（別名エンドリン）

七 一・一・一トリクロロ一二・二ビス（四クロロフェニル）エタン（別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノ一Hインデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。）

九 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド

十 N・Nジトリル一パラフェニレンジアミン、Nトリル一Nキシリル一パラフェニレンジアミン又はN・Nジキシリル一パラ

一フエニレンジアミン

十一 二・四・六トリー ターシヤリーブチルフェノール

十二 ポリクロロ一二・二ジメチル一三メチリデンビシクロ「二・二・二」ヘプタン（別名トキサフエン）

十三 ドデカクロロベンタシクロ「五・三・〇・二・六〇・三・九〇・四・八〇」デカン（別名マイレックス。第三条の表第九号において「

マイレックス」という。）

十四 二・二・二トリクロロ一一・一ビス（四クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）

十五 ヘキサクロロブタ一・三ジエン

十六 二（二H一一・二・三ベンゾトリアゾール一一イール）一四・六ジターシヤリーブチルフェノール

十七 ペルフルオロ（オクタン一スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩

十八 ペルフルオロ（オクタン一スルホニル）＝フルオリド（別名PFOSF）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十 r—一・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファーヘキサクロロシクロヘキサン）

二十一 r—一・t—一・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン）

二十二 r—一・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマヘキサクロロシクロヘキサン）

二十三 デカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇(一・六)・〇(三・九)・〇(四・八)」デカン—五—オノ（別名クロルデコン）

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。）とする。

第一種特定化学物質	製	品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	
二 ポリ塩化ナフタレン	五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	
一 潤滑油及び切削油		

		九 マイレックス エノール	木材用の防虫剤
	十 二 二 — （ — H — — 二 ・	一 化粧板	
	三 — ベ ン ズ ト リ ア ゾ — ル — 二 — イ ル — 四 ・	二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料	
	六 — ジ — タ ー シ ヤ リ — ブ チ ル フ エ ノ ー ル	三 塗料及び印刷用インキ	
	四 四 ヘルメット	四 ラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。）	
	五 五 照 明 カ バ ー	五 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム	
	六 六 防 臭 剤	六 八 防臭剤	
	七 七 保 護 用 眼 鏡 の レ ン ズ 及 び 眼 鏡 の フ レ ー ム	七 八 防臭剤	
	八 八 ワ ッ ク ス	九 九 ワ ッ ク ス	
	九 九 サ ー フ ボ ー ド	十 十 イ ン キ リ ボ ン	
	十 十 印 画 紙	十一 十一 ボ タ ン	
	十一 十一 管 、 浴 槽 そ の 他 の 塑 料 製 品	十二 十二 印 画 紙	
	十二 十二 航 空 機 用 の 作 動 油	十三 十三 ボ タ ン	
	十三 十三 丝 を 紡 ぐ た め に 使 用 す る 油 剂	十四 十四 管 、 浴 槽 そ の 他 の 塑 料 製 品	
	十四 十四 金 属 の 加 工 に 使 用 す る エ ッ チ ン グ 剂	十五 十五 半 導 体 （ 無 線 機 器 が 三 メ ガ ヘル ツ 以 上 の 周 波 数 の 電 波 を 送 受 信 す る こ と を 可 能 と す る 化 合 物 半 導 体 を 除 く。 ） の 製 造 に 使 用 す る エ ッ チ ン グ 剂	
	十五 十五 メ ッ キ 用 の 表 面 处 理 剂 又 は そ の 調 製 添 加 剂	十六 十六 半 導 体 の 製 造 に 使 用 す る 反 射 防 止 剂	
	十六 十六 研 磨 剤	十七 十七 消 火 器 、 消 火 器 用 消 火 藥 劑 及 び 泡 消 火 藥 劑	

十二 エニルエーテル	テトラブロモジフ	九 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
十三 エニルエーテル	ペンタブロモジフ 二 接着 剤	十 印画紙 一 塗料 二 接着 剤